

第 2 章 土地利用の調整の処理状況

1 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定

(1) 令和 7 年度の処理状況

令和 7 年度に委員会に係属した不服の裁定事件は、前年度から繰り越された 1 件と 7 年度に新たに受け付けた 4 件の計 5 件である。このうち、1 件が令和 7 年度中に終結し、残り 4 件は翌年度に繰り越された（表 8）。

表 8 鉱業等に係る行政処分に対する不服裁定係属事件一覧（令和 7 年度）

事 件 名	受付年月日	終結年月日
香川県小豆（しょうず）郡土庄（とのしょう）町小部地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	R6. 10. 9	R7. 9. 8
三重県鳥羽市菅島（すがしま）町字村山地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	R7. 5. 19 R8. 1. 23	
香川県小豆郡土庄町小部地内の岩石採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件	R7. 12. 2 R8. 2. 9	
合 計	5 件	1 件

(2) 令和 7 年度に終結した事件

ア 香川県小豆郡土庄町小部地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件

(7) 原処分の概要

香川県知事（処分庁）は、申請人からなされた香川県小豆郡土庄町小部地内における採石法（昭和 25 年法律第 291 号）第 33 条に基づく岩石採取計画認可申請に対し、採石法施行規則（昭和 26 年通商産業省令第 6 号）第 8 条の 15 第 2 項第 7 号及び第 8 号に規定する書面（以下それぞれ「7 号書面」及び「8 号書面」という。）を添付していないことを理由に、令和 6 年 7 月 12 日付け不認可処分を行った。

(イ) 申請の概要

令和 6 年 10 月 9 日、申請人から、不認可処分は違法なものであるとして同処分の取消しを求める裁定の申請があった。

(ウ) 手続等の概要

委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1 回の審理期日を開催するなど、手続を進めた結果、令和 7 年 9 月 8 日、7 号書面の添付があり、8 号書面の添付の要件が充足されていないことを理由に不認可処分をすることは許されないと判断し、同処分を違法である

として本申請を認容する裁定を行い、本事件は終結した。

(3) 係属中の主な事件

ア 三重県鳥羽市菅島町字村山地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件

(7) 原処分の概要

三重県志摩建設事務所長（処分庁）は、申請人からなされた三重県鳥羽市菅島町字村山地内における採石法第33条に基づく岩石採取計画認可申請に対し、採石法施行規則第8条の15第2項第7号に規定する書面を添付していないこと及び採石法第33条の2第4号に規定する事項が採取計画に記載されているとはいえないことを理由に、令和7年2月27日付け不認可処分を行った。

(イ) 申請の概要

令和7年5月19日、申請人から、不認可処分は違法なものであるとして同処分の取消しを求める裁定の申請があった。

(ウ) 手続等の概要

委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

2 土地収用法に基づく審査請求に関する意見照会への回答等

令和7年度に委員会に係属した土地収用法（昭和26年法律第219号）に基づく審査請求に関する意見照会への回答等の事案は、前年度から繰り越された2件と7年度に新たに受け付けた3件の計5件（土地収用法に基づく審査請求に関する国土交通大臣からの意見照会への回答事案4件、採石法に基づく採石権設定の決定に関する承認を求める事案1件）である。このうち、4件が令和7年度中に処理され、残り1件は翌年度に繰り越された。

3 土地利用の調整の処理に係る関係法令の改正

政府全体におけるデジタル化に向けた方向性や、民事裁判手続のIT化の動きを踏まえ、不服裁定手続において、証拠調べ期日への参考人等のウェブ会議方式による出頭等を可能とする「鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則の一部を改正する規則」（令和7年公害等調整委員会規則第1号）が令和7年4月1日に施行された。

また、不服裁定手続における申請の取下げについて、書面による方法のほか、期日における口頭での取下げを可能とするため、「鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則の一部を改正する規則」（令和8年公害等調整委員会規則第1号）が令和8年3月27日に公布された（同年4月1日施行）。